

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松山市立岩中村乙197番	460	56	0	山林	0.04	ヒノキ	56					
2	松山市立岩中村乙199番	460	58	0	山林	0.25	スギ・ ヒノキ	57					
3	松山市立岩中村乙80番	461	73	0	山林	0.97	スギ・ ヒノキ	48					
4	松山市立岩中村甲31番2	461	140	0	山林	0.13	スギ	53					
5	松山市立岩中村甲35番	461	143	0	山林	0.02	スギ	54					
6	松山市立岩中村甲37番	461	145	0	山林	0.20	スギ	56					
7	松山市立岩中村甲38番	461	146	0	山林	0.17	スギ	56					
8	松山市立岩中村甲39番	461	147	0	山林	0.14	スギ	56					
9	松山市立岩中村甲52番	461	156	0	山林	0.52	スギ	58					
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

松山市長 野志 克



権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在・地番	林班	小班	枝番	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に保育間伐を1回実施する。 ・伐採の対象となる樹種はスギまたはヒノキとする。ただし、前述した樹種を伐採する際にその他の立木が支障となる場合は、対象森林の公益的機能を損なわない範囲においてこれを伐採することができるものとする。 ・乙は、当該森林の管理のため、年1回の森林の巡視を行うものとする。また、気象災害等の恐れがある場合は、その都度巡視を行うものとする。なお、当該巡視は、林道等からの目視等によって実施する。
	松山市立岩中村乙197番	460	56	0	
	松山市立岩中村乙199番	460	58	0	
	松山市立岩中村乙80番	461	73	0	
	松山市立岩中村甲31番2	461	140	0	
	松山市立岩中村甲35番	461	143	0	
	松山市立岩中村甲37番	461	145	0	
	松山市立岩中村甲38番	461	146	0	
	松山市立岩中村甲39番	461	147	0	
	松山市立岩中村甲52番	461	156	0	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

		対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在・地番	林班	小班	枝番	<p>○経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収益が発生する森林整備は実施しないため、乙から甲への金銭の支払いは発生しない。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙が経営管理を行うために要した経費及び森林保険を付保する場合における保険料は、乙が負担するものとする。
	松山市立岩中村乙197番	460	56	0	
	松山市立岩中村乙199番	460	58	0	
	松山市立岩中村乙80番	461	73	0	
	松山市立岩中村甲31番2	461	140	0	
	松山市立岩中村甲35番	461	143	0	
	松山市立岩中村甲37番	461	145	0	
	松山市立岩中村甲38番	461	146	0	
	松山市立岩中村甲39番	461	147	0	
	松山市立岩中村甲52番	461	156	0	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- 経営管理実施権の設定は行わない。